

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

目次

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第四条）

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置（第五条 第二十条）

第二節 指定試験機関（第二十一条 第三十五条）

第三節 指定講習機関（第三十六条 第三十八条）

第四節 登録調査機関（第三十九条 第五十一条）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条 第五十七
七条）

第二款 荷主に係る措置（第五十八条 第六十五条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条 第七十条）

第三節 航空輸送の特例（第七十一条）

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置（第七十二条 第七十

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第四条）

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置（第五条 第二十条）

第二節 指定試験機関（第二十一条 第三十五条）

第三節 指定講習機関（第三十六条 第三十八条）

第四節 登録調査機関（第三十九条 第五十一条）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条 第五十
七条）

第二款 荷主に係る措置（第五十八条 第六十五条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条 第七十条）

第三節 航空輸送の特例（第七十一条）

第五章 建築物に係る措置（第七十二条 第七十六条）

六条の三)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の

措置(第七十六条の四 第七十六条の六)

第二節 登録建築物調査機関(第七十六条の七 第七十六条

の十)

第三節 登録講習機関(第七十六条の十一 第七十六条の十

六)

第六章 機械器具に係る措置(第七十七条 第八十一条)

第七章 雑則(第八十二条 第九十二条)

第八章 罰則(第九十三条 第九十九条)

附則

第一章 総則

第一条・第二条 (略)

第二章 基本方針等

第三条・第四条 (略)

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置

第五条}第二十条 (略)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の

措置(第七十六条の四 第七十六条の六)

第二節 登録建築物調査機関(第七十六条の七 第七十六条

の十)

第三節 登録講習機関(第七十六条の十一 第七十六条の十

六)

第六章 機械器具に係る措置(第七十七条 第八十一条)

第七章 雑則(第八十二条 第九十二条)

第八章 罰則(第九十三条 第九十九条)

附則

第一章 総則

第一条・第二条 (略)

第二章 基本方針等

第三条・第四条 (略)

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置

第五条}第二十条 (略)

第二節 指定試験機関

第二十一条～第三十五条（略）

第三節 指定講習機関

（指定）

第三十六条 第十三条第一項第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。）の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項第一号及び同条第二項（第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。）の講習（以下この節及び第九十四条において「エネルギー管理講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十二条（第二号口を除く。）、第二十三条及び第三十二条の規定は第十三条第一項第一号の指定に、第二十四条、第二十六条、第三十条第二項、第三十一条及び第三十三条の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第二十三条中「他に第十条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは、「第十三条第一項第一号」と、同条第一号、第二号及び第四号、第二十四条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項並びに第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは、「エネルギー管理講習の業務」と、第二十四条及び第三十二条第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは、「エネルギー管理講習業務規程」と、第二十六条第一項

第二節 指定試験機関

第二十一条～第三十五条（略）

第三節 指定講習機関

（指定）

第三十六条 第十三条第一項第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十八条第一号及び第八十八条第一項において同じ。）の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項第一号及び同条第二項（第十八条第一項において準用する場合を含む。第八十八条第一項において同じ。）の講習（以下この節及び第九十四条において「講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十二条（第二号口を除く。）、第二十三条及び第三十二条の規定は第十三条第一項第一号の指定に、第二十四条、第二十六条、第三十条第二項、第三十一条及び第三十三条の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第二十三条中「他に第十条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは、「第十三条第一項第一号」と、同条第一号、第二号及び第四号、第二十四条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項並びに第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは、「講習の業務」と、第二十四条及び第三十二条第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは、「講習業務規程」と、第二十六条第一項中「第十条第二項」とあるのは

中「第十条第二項」とあるのは「第十三条第一項第一号」と、第三十二条第二項第四号中「、第二十八条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（エネルギー管理講習の業務の休廃止）

第三十七条 指定講習機関は、エネルギー管理講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、経済産業省令で定める期間内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（公示）

第三十八条 （略）

一 （略）

二 第三十六条第二項において準用する第三十二条の規定により指定を取り消し、又は同項において準用する同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 （略）

第四節 登録調査機関

第三十九条～第五十一条 （略）

第四章 輸送に係る措置

「第十三条第一項第一号」と、第三十二条第二項第四号中「、第二十八条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（講習の業務の休廃止）

第三十七条 指定講習機関は、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、経済産業省令で定める期間内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（公示）

第三十八条 （略）

一 （略）

二 第三十六条第二項において準用する第三十二条の規定により指定を取り消し、又は同項において準用する同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 （略）

第四節 登録調査機関

第三十九条～第五十一条 （略）

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

第五十二条～第五十七条 (略)

第二款 荷主に係る措置

第五十八条～第六十五条 (略)

第二節 旅客の輸送に係る措置等

第六十六条～第七十条 (略)

第三節 航空輸送の特例

第七十一条 (略)

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置

第七十二条 (略)

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

第五十二条～第五十七条 (略)

第二款 荷主に係る措置

第五十八条～第六十五条 (略)

第二節 旅客の輸送に係る措置等

第六十六条～第七十条 (略)

第三節 航空輸送の特例

第七十一条 (略)

第五章 建築物に係る措置

第七十二条 (略)

(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等(同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な建築物として政令で定める規模以上のもの(以下「特定建築物」という。)(の所有者の判断の基準となるべき事項(住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅事業建築主」という。)(が住宅であつて政令で定めるもの(以下「特定住宅」という。)(を新築する場合に係るものを除く。)(を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

第七十四条 (略)

(特定建築物に係る届出、指示等)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「特定建築主等」という。)(は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 特定建築物の新築(住宅事業建築主が特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)(若しくは政令で定める規模

(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等(同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。)(及び政令で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)(の所有者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

第七十四条 (略)

(特定建築物に係る届出、指示等)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「特定建築主等」という。)(は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 特定建築物の新築若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁

以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

二・三 (略)

2 (略)

3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、第二項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 7 (略)

(登録建築物調査機関の調査を受けた場合の特例)

第七十六条 前条第五項の規定による報告をすべき者は、国土交通省令で定めるところにより、その報告に係る建築物の維持保全の状況について、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物調査機関」という。)が行う調査(以下「建築物調査」という。)を受けることができる。ただし、同条第六項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から国土交通省令で定める期間を経過した後でなければ、当該建築物調査を受けることができない。

2 登録建築物調査機関は、建築物調査をした建築物における維

、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

二・三 (略)

2 (略)

3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 6 (略)

持保全の状況が、国土交通省令で定めるところにより、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならぬ。

3 登録建築物調査機関は、前項の書面を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る建築物調査の結果を所管行政庁に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する期においては、前条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第七十六条の二 国土交通大臣は、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は第七十四条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勘案して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の向上及び当該性能の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第七十六条の三 (略)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特

第七十六条 (略)

別の措置

(住宅事業建築主の努力)

第七十六条の四 住宅事業建築主は、基本方針の定めるところに留意して、その新築する特定住宅につき、住宅の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上を図ることにより、その新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項)

第七十六条の五 経済産業大臣及び国土交通大臣は、住宅事業建築主の新築する特定住宅の前条に規定する性能の向上に関し住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、住宅事業建築主の新築する特定住宅のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、特定住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、第七十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第七十六条の六 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する特定住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する特定住宅につき、前条第一項に規定する判断の基準とな

るべき事項に照らして第七十六条の四に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する特定住宅の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、住宅事業建築主の新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該住宅事業建築主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 登録建築物調査機関

(登録)

第七十六条の七 第七十六条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物調査を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第七十六条の八 国土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して

必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次条の調査員が建築物調査を実施し、その人数が二名以上であること。

二 次に掲げる建築物調査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 建築物調査を行う部門に専任の管理者を置くこと。

ロ 建築物調査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い建築物調査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

2 | 登録は、登録建築物調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の所在地

(調査員)

第七十六条の九 登録建築物調査機関は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士若しくは建築基準法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（以下「一級建築士等」という。）であつて、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習（次節及び第九十三条第二号において

「建築物調査講習」という。()の課程を修了したもののうちから、調査員を選任しなければならない。

(準用規定)

第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条、第四十条及び第四十二条から第五十条までの規定は、登録建築物調査機関に準用する。この場合において、第三十条第一項中「()試験員を含む。次項において同じ。」とあるのは「()調査員を含む。」と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号()第三号を除く。以下この項において同じ。」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前三条」とあるのは「第七十六条の七、第七十六条の八及び第七十六条の十において準用する第四十条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十二条第三項中「が設置している工場」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「第一

種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは、「第七十五条第一項の規定による届出をした者」と、第四十八条中「第四十三條第一項又は第二項」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第四十三條第一項又は第二項」と、第四十九條第一号中「第四十條第一号又は第三号」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第四十條第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三條第三項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第一項又は第五十一條において準用する第三十三條」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第三十三條、第四十三條第三項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十六條又は第四十七條第一項」と、同条第三号中「第四十七條第二項各号」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第四十七條第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一條において準用する第三十一條第一項」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第三十一條第一項又は前条」と、第五十條第二号中「第四十四條又は第四十六條」とあるのは、「第七十六条の十において準用する第四十四條又は第四十六條」と、同条第三号中「前条」とあるのは、「第七十六条の十において準用する前条」と読み替えるものとする。

第三節 登録講習機関

(登録)

第七十六条の十一 第七十六条の九の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物調査講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第七十六条の十二 国土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律制度及び実務に関する科目について建築物調査講習の業務を実施するものであること。

二 前号の建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する実務に関する科目にあつては、次の各号のいずれかに該当する者が講師として建築物調査講習の業務に従事するものであること。

イ 第七十六条の九の調査員として三年以上の実務の経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が建築物調査講習の業務を行う事業所の所在地

(建築物調査講習の実施に係る義務)

第七十六条の十三 登録講習機関は、公正に、かつ、前条第一項各号の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により建築物調査講習を行わなければならない。

(国土交通大臣による建築物調査講習の業務の実施)

第七十六条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。
二 第七十六条の十六において準用する第四十六条の規定による建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 第七十六条の十六において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により建築物調査講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 | 国土交通大臣が、前項の規定により建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における建築物調査講習の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第七十六条の十五 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 次条において準用する第四十四条又は第四十六条の規定による届出があつたとき。

三 次条において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用規定)

第七十六条の十六 第三十一条第一項、第三十二条、第四十条、第四十二条及び第四十四条から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十八条及び第四十九条中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十二条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前三条」とあるのは「第七十六条の十一、第七十六条の十二及び第七十六条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四

十八条及び第四十九条中「確認調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十五条（見出しを含む。）中「調査業務規程」とあるのは、「建築物調査講習業務規程」と、第四十六条の見出し中「調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「一級建築士等」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十三」と、第四十九条第一号中「第四十条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十一条において準用する第三十三条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十三条、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十一条第一項又は前条」と読み替えるものとする。

第六章 機械器具に係る措置

第七十七条～第八十一条（略）

第七章 雑則

第六章 機械器具に係る措置

第七十七条～第八十一条（略）

第七章 雑則

第八十二条～第八十五条（略）

（一般消費者への情報の提供）

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第八十七条（略）

2～9（略）

10 所管行政庁は、第五章第一節第一款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは第七十五条第五項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

11 国土交通大臣は、第五章第一節第二款の規定の施行に必要な

第八十二条～第八十五条（略）

（一般消費者への情報の提供）

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第八十七条（略）

2～9（略）

10 所管行政庁は、第五章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは第七十五条第四項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に
対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に關し報告させ
、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若
しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の
工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12 国土交通大臣は、第五章第二節及び第三節の規定の施行に必
要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関
に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はそ
の職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所
に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

13・14 (略)

15 第一項から第十三項までの規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第八十八条 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条
第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験
機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したこ
とによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エ
ネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第
一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受け
ようとする者、同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを
除く。)を受けようとする者又は第七十六条の十四第一項の規
定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費

11・12 (略)

13 第一項から第十一項までの規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第八十八条 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条
第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験
機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したこ
とによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エ
ネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第
一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受け
ようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うもの
を除く。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定め
る額の手数料を納めなければならない。

を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第八十九条 第二十八条(第二十九条第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十九条(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第九十条 第九十二条 (略)

第八章 罰則

第九十三条 (略)

一 (略)

二 第四十九条(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による確認調査の業務、建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務の停止の命令に違反した者

三 第五十一条又は第七十六条の十において準用する第三十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第八十九条 第二十八条(第二十九条第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第九十条 第九十二条 (略)

第八章 罰則

第九十三条 (略)

一 (略)

二 第四十九条の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者

三 第五十一条において準用する第三十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十四条 第三十二条第二項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又はエネルギー管理講習の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十五条（略）

一（略）

二 第十六条第五項、第五十七条第三項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項、第七十五条第四項、第七十六条の六第三項、第七十九条第三項又は第八十一条第三項の規定による命令に違反した者

第九十六条（略）

一 第七条第二項、第十七条第二項、第四十六条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項、第七十一条第三項又は第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（略）

三 第十五条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十五条第五項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による報告をせず、

第九十四条 第三十二条第二項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は講習の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十五条（略）

一（略）

二 第十六条第五項、第五十七条第三項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項、第七十九条第三項又は第八十一条第三項の規定による命令に違反した者

第九十六条（略）

一 第七条第二項、第十七条第二項、第四十六条、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項、第七十一条第三項又は第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（略）

三 第十五条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項、第七十五条第四項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十一項までの規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十一条、第七十六条の十若しくは第七十六条の十六において準用する第三十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第五十一条、第七十六条の十若しくは第七十六条の十六において準用する第三十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第九十七条・第九十八条（略）

第九十九条（略）

一（略）

二 第四十七条第一項（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十七条第二項各号（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十一項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十一条において準用する第三十三条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第五十一条において準用する第三十三条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第九十七条・第九十八条（略）

第九十九条（略）

一（略）

二 第四十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置（第五条 第二十条）</p> <p>第二節 指定試験機関（第二十一条 第三十五条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第三十六条 第三十八条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第三十九条 第五十一条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条 第五十七条）</p> <p>第二款 荷主に係る措置（第五十八条 第六十五条）</p> <p>第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条 第七十条）</p> <p>第三節 航空輸送の特例（第七十一条）</p> <p>第五章 建築物に係る措置等</p> <p>第一節 建築物に係る措置</p> <p>第一款 建築物の建築等に係る措置（第七十二条 第七十六条の三）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置（第五条 第二十条）</p> <p>第二節 指定試験機関（第二十一条 第三十五条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第三十六条 第三十八条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第三十九条 第五十一条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第五十二条 第五十七条）</p> <p>第二款 荷主に係る措置（第五十八条 第六十五条）</p> <p>第二節 旅客の輸送に係る措置等（第六十六条 第七十条）</p> <p>第三節 航空輸送の特例（第七十一条）</p> <p>第五章 建築物に係る措置等</p> <p>第一節 建築物に係る措置</p> <p>第一款 建築物の建築等に係る措置（第七十二条 第七十六条の三）</p>

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置（第七十六条の四 第七十六条の六）

第二節 登録建築物調査機関（第七十六条の七 第七十六条の十）

第三節 登録講習機関（第七十六条の十一 第七十六条の十六）

第六章 機械器具に係る措置（第七十七条 第八十一条）

第七章 雑則（第八十二条 第九十二条）

第八章 罰則（第九十三条 第九十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 （略）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置（第七十六条の四 第七十六条の六）

第二節 登録建築物調査機関（第七十六条の七 第七十六条の十）

第三節 登録講習機関（第七十六条の十一 第七十六条の十六）

第六章 機械器具に係る措置（第七十七条 第八十一条）

第七章 雑則（第八十二条 第九十二条）

第八章 罰則（第九十三条 第九十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 （略）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）（輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 6 （略）

第四条 （略）

第三章 工場等に係る措置等

第一節 工場等に係る措置

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第五条 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの

第三条 経済産業大臣は、工場又は事業場（以下単に「工場」という。）（輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 6 （略）

第四条 （略）

第三章 工場に係る措置等

第一節 工場に係る措置

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第五条 経済産業大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 燃料の燃焼の合理化
二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
三 廃熱の回収利用
四 熱の動力等への変換の合理化
五 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
六 電気の動力、熱等への変換の合理化

イ 燃料の燃焼の合理化

ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

ハ 廃熱の回収利用

ニ 熱の動力等への変換の合理化

ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に依りて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者(第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。)のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に依りて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 その設置しているすべての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。

二 その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において

、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理統括者)

第七条の二 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(エネルギー管理企画推進者)

第七条の三 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項各号に掲げる者のうちから、エネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、第十三条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令

で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に同条第二項に規定する講習を受けさせなければならない。

3 エネルギー管理企画推進者は、前条第一項に規定する業務に
関し、エネルギー管理統括者を補佐する。

4 前条第三項の規定は、エネルギー管理企画推進者について準
用する。

(第一種エネルギー管理指定工場等の指定)

第七条の四 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等
のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエ
ネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを
エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等と
して指定するものとする。

2 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下
「第一種エネルギー管理指定工場等」という。)を設置してい

る者(以下「第一種特定事業者」という。)は、当該工場等に
つき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産
業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、同項の規定に

(第一種エネルギー管理指定工場の指定)

第七条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエ
ネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。
以下同じ。)の使用量が政令で定める数値以上である工場をエ

ネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として
指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の
政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項
の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定める
ところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経
済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければなら
ない。ただし、同項の規定により指定された工場(以下「第一
種エネルギー管理指定工場」という。)については、この限り
でない。

3 第一種エネルギー管理指定工場を設置している者(以下「第
一種特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号のい
ずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めると
ころにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り
消すべき旨の申出をすることができる。

よる指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3| 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4| 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理者)

第八条 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一種エネルギー管理指定工場等のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定めるもの

二 第一種エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業

一 (略)

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4| 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5| 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理者)

第八条 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この限りでない。

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定めるものを設置している者

二 第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種

種以外の業種に属する事業の用に供する工場等

2 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第九条・第十条 (略)

(エネルギー管理者の職務)

第十一条 エネルギー管理者は、第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する。

第十二条 削除

以外の業種に属する事業の用に供する工場を設置している者

2 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第九条・第十条 (略)

(エネルギー管理者の職務)

第十一条 エネルギー管理者は、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する。

(エネルギー管理者等の義務)

第十二条 エネルギー管理者は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 第一種エネルギー管理指定工場(第一種指定事業者が設置しているものを除く。)の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(エネルギー管理員)

第十三条 第一種特定事業者のうち第八条第一項各号に掲げる工

(エネルギー管理員)

第十三条 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところに

場等を設置している者（以下「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一・二（略）

2（略）

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第十一条の規定は、エネルギー管理員に準用する。

（中長期的な計画の作成）

第十四条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

より、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一・二（略）

2（略）

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第十一条及び前条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

（中長期的な計画の作成）

第十四条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定める

2| 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3| (略)

(定期の報告)

第十五条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第十六条 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定事業者が設置している工

ところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を
参画させなければならない。

3| 主務大臣は、第一種特定事業者による第一項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

4| (略)

(定期の報告)

第十五条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第十六条 主務大臣は、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種エネルギー管理指定工場に係る第一種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該第一種エネルギー管理指定工

場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき、当該特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（第二種エネルギー管理指定工場等の指定）

第十七条 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき、第一種特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、第一種特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該第一種特定事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた第一種特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた第一種特定事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該第一種特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（第二種エネルギー管理指定工場の指定）

第十七条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における前項の

2 | 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（以下「第二種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 | 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場等につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 | 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギー

政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、第一種エネルギー管理指定工場、第七条第二項の規定によりエネルギーの使用の状況に関し届け出なければならぬ工場及び前項の規定により指定された工場（以下「第二種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。

3 | 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

二 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4 | 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 | 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場における第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の

の年度の使用量が第七条の四第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の指定を取り消すものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(準用規定)

第十八条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあるのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第二種特定事業者がその設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

(特定連鎖化事業者の指定)

第十九条 経済産業大臣は、典型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)

使用量が第七条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場に係る第一項の指定を取り消すものとする。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(準用規定)

第十八条 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで及び第十五条の規定は第二種特定事業者に、第十二条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

2 第十一条及び第十二条第一項の規定は、前項の規定により準用される第十三条第一項の規定により選任されたエネルギー管理員に準用する。

(勧告)

第十九条 主務大臣は、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第二種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(をを行う者(以下「連鎖化事業者」という。)(のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 連鎖化事業者は、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、前項の規定により指定された者(以下「特定連鎖化事業者」という。)については、この限りでない。

3 特定連鎖化事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 当該特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等につき事業の全部

を行わなくなったとき。

二 当該特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(準用規定)

第十九条の二 第七条の二第一項、第二項及び第三項（第七条の三第四項で準用する場合を含む。）、第七条の三から第八条まで、第十一条（第十三条第四項で準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十七条までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第七条の二第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場

等」と、第十六条第一項及び第二項中「特定事業者が設置している工場等」とあるのは、「特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十三条第一項から第三項までの規定は、特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者に準用する。

3 第一項において準用する第十一条の規定は、特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者がその設置している当該工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

(エネルギー管理者等の義務)

第十九条の三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、エネルギー管理者又はエネルギー管理員その職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理者又はエネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行う上で必要であると認めとする指示に従わなければならない。

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第二十条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他工

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第二十条 第一種特定事業者又は第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギ

エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした特定事業者が設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 （略）

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十五条第一項及び第十六条の規定は適用しない。

1 管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた第一種特定事業者及び前条の規定による勧告を受けた第二種特定事業者は、当該指示又は勧告を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 登録調査機関は、確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 （略）

4 第二項の書面の交付を受けた次の各号に掲げる工場については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、それぞれ当該各号に定める規定は適用しない。

一 第一種エネルギー管理指定工場 第十五条第一項及び第十六条

二 第二種エネルギー管理指定工場 第十八条第一項において準用する第十五条第一項及び前条

5
(略)

6 | 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは、「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十六条第一項」と、第二項中「特定事業者が設置しているすべての工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等」と、第四項中「第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と読み替えるものとする。

第二節 指定試験機関

第二十一条～第三十五条 (略)

第三節 指定講習機関

第三十六条～第三十八条 (略)

第四節 登録調査機関

第三十九条～第四十二条 (略)

5
(略)

第二節 指定試験機関

第二十一条～第三十五条 (略)

第三節 指定講習機関

第三十六条～第三十八条 (略)

第四節 登録調査機関

第三十九条～第四十二条 (略)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 登録調査機関は、その事業を実質的に支配している者その他の当該登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者として経済産業省令で定めるものが設置している工場等について、確認調査を行つてはならない。

第四十四条～第四十六条 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第四十七条 (略)

2 特定事業者又は特定連鎖化事業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四 (略)

第四十八条～第五十一条 (略)

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

第四十二条 (略)

2 (略)

3 登録調査機関は、その事業を実質的に支配している者その他の当該登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者として経済産業省令で定めるものが設置している工場等について、確認調査を行つてはならない。

第四十四条～第四十六条 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第四十七条 (略)

2 第一種特定事業者又は第二種特定事業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四 (略)

第四十八条～第五十一条 (略)

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

(貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項)

第五十二条 (略)

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第五十三条～第五十七条 (略)

第二款 荷主に係る措置

第五十八条 (略)

(荷主の判断の基準となるべき事項)

第五十九条 (略)

2 第五十二条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第六十条～第六十五条 (略)

第二節 旅客の輸送に係る措置等

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項)

第六十六条 (略)

2 第五十二条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項)

第五十二条 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第五十三条～第五十七条 (略)

第二款 荷主に係る措置

第五十八条 (略)

(荷主の判断の基準となるべき事項)

第五十九条 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第六十条～第六十五条 (略)

第二節 旅客の輸送に係る措置等

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項)

第六十六条 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第六十七条}第七十条 (略)

第三節 航空輸送の特例

第七十一条 (略)

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置

第七十二条 (略)

(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等(同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの(以下「特定建築物」という。)の所有者の判断の基準となるべき事項(住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅事業建築主」という。))が住宅であつて政令で定めるもの(以下「特定住宅」という。))を新築する場合

第六十七条}第七十条 (略)

第三節 航空輸送の特例

第七十一条 (略)

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置

第七十二条 (略)

(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等(同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な建築物として政令で定める規模以上のもの(以下「特定建築物」という。)の所有者の判断の基準となるべき事項(住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅事業建築主」という。))が住宅であつて政令で定めるもの(以下「特定住宅」という。))を新築す

に係るものを除く。)を定め、これを公表するものとする。

2 第五十二条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第七十四条 (略)

(第一種特定建築物に係る届出、指示等)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「第一種特定建築主等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの(以下「第一種特定建築物」という。)の新築(住宅事業建築主が第一種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
- 二 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該第一種特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

る場合に係るものを除く。)を定め、これを公表するものとする。

2 第五条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第七十四条 (略)

(特定建築物に係る届出、指示等)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「特定建築主等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 特定建築物の新築(住宅事業建築主が特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
- 二 特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

三 第一種特定建築物への空気調和設備等の設置又は第一種特定建築物に設けた空気調和設備等についての政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

2
7 (略)

(第二種特定建築物に係る届出、勧告等)

第七十五条の二 第一種特定建築物以外の特定建築物(以下「第二種特定建築物」という。)の新築(住宅事業建築主が第二種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築(前条第一項第一号に規定する増築を除く。)をしよつとする者(以下「第二種特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならぬ。これを変更しよつとするときも、同様とする。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 第一項の規定による届出をした者(届出をした者と当該届出

三 特定建築物への空気調和設備等の設置又は特定建築物に設けた空気調和設備等についての政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

2
7 (略)

に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項（当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものに限る。）に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。ただし、同項の届出に係る建築物が住宅である場合は、この限りでない。

4 前条第六項の規定は、前項の報告に準用する。

5 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして前条第七項の政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて同項の政令で定めるものには、適用しない。

（登録建築物調査機関の調査を受けた場合の特例）

第七十六条 第七十五条第五項又は前条第三項の規定による報告をすべき者は、国土交通省令で定めるところにより、その報告に係る建築物の維持保全の状況について、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物調査機関」という。）が行う調査（以下「建築物調査」という。）を受けることができる。ただし、第七十五条第六項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から国土交通省令で定める期間を経過した後でなければ、当該

（登録建築物調査機関の調査を受けた場合の特例）

第七十六条 前条第五項の規定による報告をすべき者は、国土交通省令で定めるところにより、その報告に係る建築物の維持保全の状況について、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物調査機関」という。）が行う調査（以下「建築物調査」という。）を受けることができる。ただし、同条第六項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から国土交通省令で定める期間を経過した後でなければ、当該建築物調査を受けることができない。

建築物調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた次の各号に掲げる者については、当該書面の交付を受けた日の属する期においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第七十五条第五項の規定による報告をすべき者 同項及び同条第六項

二 前条第三項の規定による報告をすべき者 同項及び同条第四項において準用する第七十五条第六項

第七十六条の二・第七十六条の三 (略)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置

第七十六条の四・第七十六条の六 (略)

第二節 登録建築物調査機関

第七十六条の七・第七十六条の九 (略)

(準用規定)

第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条、第四十条及び第四十二条から第五十条までの規定は、登録建築物調査機関に準用する。この場合において、第三十条第一項中「(試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する期においては、前条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第七十六条の二・第七十六条の三 (略)

第二款 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る特別の措置

第七十六条の四・第七十六条の六 (略)

第二節 登録建築物調査機関

第七十六条の七・第七十六条の九 (略)

(準用規定)

第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条、第四十条及び第四十二条から第五十条までの規定は、登録建築物調査機関に準用する。この場合において、第三十条第一項中「(試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは

「（調査員を含む。）」と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前三条」とあるのは「第七十六条の七、第七十六条の八及び第七十六条の十において準用する第四十条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十三条第三項中「が設置している工場等」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条（見出しを含む。）中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「特定事業者又は特定連鎖事業者」とあるのは「第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をした者」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十三条第一項又は第二項」と、第四十九条第一号中「第四十条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十一

「（調査員を含む。）」と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前三条」とあるのは「第七十六条の七、第七十六条の八及び第七十六条の十において準用する第四十条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十三条第三項中「が設置している工場」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条（見出しを含む。）中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「第七十五条第一項の規定による届出をした者」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十三条第一項又は第二項」と、第四十九条第一号中「第四十条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十一条において準用する第

条において準用する第三十三条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第三十三条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第三十一条第一項又は前条」と、第五十条第二号中「第四十四条又は第四十六条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十四条又は第四十六条」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第七十六条の十において準用する前条」と読み替えるものとする。

第三節 登録講習機関

第七十六条の十一～第七十六条の十五（略）

（準用規定）

第七十六条の十六 第三十一条第一項、第三十三条、第四十条、第四十二条及び第四十四条から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十八条及び第四十九条中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建

第三十三条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第三十三条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第三十一条第一項又は前条」と、第五十条第二号中「第四十四条又は第四十六条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十四条又は第四十六条」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第七十六条の十において準用する前条」と読み替えるものとする。

第三節 登録講習機関

第七十六条の十一～第七十六条の十五（略）

（準用規定）

第七十六条の十六 第三十一条第一項、第三十三条、第四十条、第四十二条及び第四十四条から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十八条及び第四十九条中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建

建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中、「経済産業省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第四十条第二号中、「第四十九条」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中、「前三条」とあるのは、「第七十六条の十一、第七十六条の十二及び第七十六条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条及び第四十九条中、「確認調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十五条（見出しを含む。）中、「調査業務規程」とあるのは、「建築物調査講習業務規程」と、第四十六条の見出し中、「調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十七条第二項中、「特定事業者又は特定連鎖化事業者」とあるのは、「一級建築士等」と、第四十八条中、「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第七十六条の十三」と、第四十九条第一号中、「第四十条第一号又は第三号」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中、「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十一条において準用する第三十三条」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第三十三条、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中、「第四十七条第二項各号」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中、「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第三十一条第一項又は前条」と読み替えるものとする。

建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中、「経済産業省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第四十条第二号中、「第四十九条」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中、「前三条」とあるのは、「第七十六条の十一、第七十六条の十二及び第七十六条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条及び第四十九条中、「確認調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十五条（見出しを含む。）中、「調査業務規程」とあるのは、「建築物調査講習業務規程」と、第四十六条の見出し中、「調査」とあるのは、「建築物調査講習」と、第四十七条第二項中、「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは、「一級建築士等」と、第四十八条中、「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第七十六条の十三」と、第四十九条第一号中、「第四十条第一号又は第三号」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中、「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十一条において準用する第三十三条」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第三十三条、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中、「第四十七条第二項各号」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中、「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは、「第七十六条の十六において準用する第三十一条第一項又は前条」と読み替えるものとする。

第六章 機械器具に係る措置

第七十七条、第八十一条 (略)

第七章 雑則

第八十二条、第八十四条 (略)

(この法律の施行に当たつての配慮)

第八十四条の二 経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

第八十五条・第八十六条 (略)

(報告及び立入検査)

第八十七条 経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第七条の四第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、及び第三項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十七条第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、及び第三項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

第六章 機械器具に係る措置

第七十七条、第八十一条 (略)

第七章 雑則

第八十二条、第八十四条 (略)

第八十五条・第八十六条 (略)

(報告及び立入検査)

第八十七条 経済産業大臣は、第七条第一項及び第四項並びに第十七条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場においてエネルギーを使用し、事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

同じ。)並びに第十九条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、及び第十三条第一項(第十八条第一項及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項及び第三項並びに第十九条第一項及び第四項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化

2 経済産業大臣は、第八条第一項及び第十三条第一項(第十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者若しくは第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第四項、第八条第一項、第十三条第一項(第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに第十七条第一項及び第四項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定事業者若しくは第二種特定事業者に対し、第一種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一

事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4～9 (略)

10 所管行政庁は、第五章第一節第一款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主若しくは第七十五条第五項若しくは第七十五条の二第三項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

11～15 (略)

第八十八条～第九十一条 (略)

(主務大臣等)

第九十二条 第三章第一節及び第八十七条第三項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係る

種エネルギー管理指定工場若しくは第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～9 (略)

10 所管行政庁は、第五章第一節第一款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは第七十五条第五項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

11～15 (略)

第八十八条～第九十一条 (略)

(主務大臣等)

第九十二条 第三章第一節及び第八十七条第三項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 (略)

ものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 | (略)

5 | 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第九十二条・第九十四条 (略)

第九十五条 (略)

一 第七条の二第二項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第八条第一項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、又は第十三条第一項(第十八条第一項及び第十九条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第十六条第五項(第十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項(第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項、第七十五条第四項、第七十六条の六第三項、第七十九条第三項又は第八十一条第三項の規定による命令に違反した者

第九十六条 (略)

3 | (略)

第八章 罰則

第九十二条・第九十四条 (略)

第九十五条 (略)

一 第八条第一項又は第十三条第一項(第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項、第五十七条第三項(第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項、第七十五条第四項、第七十六条の六第三項、第七十九条第三項又は第八十一条第三項の規定による命令に違反した者

第九十六条 (略)

一 第七条第三項、第十九条第二項、第四十六条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）
、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項、第七十一条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）
、第五十五条（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）
又は第六十二条の規定による提出をしなかつた者

三 第十五条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）
、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）
、第六十三条第一項、第七十五条第五項、第七十五条の二第三項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四（略）

第九十七条・第九十八条（略）

第九十九条（略）

一 第七条の二第三項（第七条の三第四項において準用し、及びこれらの規定を第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）
、第八条第二項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）
又は第十三条第三項（第十八条第一項

一 第七条第二項、第十七条第二項、第四十六条（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）
、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項、第七十一条第三項又は第七十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項、第五十五条（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）
若しくは第六十二条の規定による提出をしなかつた者
又は第十四条第二項の規定に違反した者

三 第十五条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）
、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）
、第六十三条第一項、第七十五条第五項若しくは第八十七条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四（略）

第九十七条・第九十八条（略）

第九十九条（略）

一 第八条第二項又は第十三条第三項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）
の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

及び第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（略）

二（略）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一、百五十五（略）	
	百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は 登録講習機関の登録	
（一）エネルギーの使用の合理化 に関する法律第七十六条第一 項（登録建築物調査機関の登 録）の登録（更新の登録を除 く。） （二）エネルギーの使用の合理化 に関する法律第七十六条の九 （登録講習機関の登録）の登 録（更新の登録を除く。）	登録件数	登録件数
	一件につき 九万円	一件につき 九万円

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一、百五十五（略）	
	百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は 登録講習機関の登録	

百五十六、百五十九 (略)

百五十六、百五十九 (略)

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一〇百五（略）		
	百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査 機関の登録	エネルギーの使用の合理化に 関する法律（昭和五十四年法 律第四十九号）第二十条第一 項（登録調査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百七〇百五十九（略）			

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一〇百五（略）		
	百六 エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録	エネルギーの使用の合理化に 関する法律（昭和五十四年法 律第四十九号）第二十条第一 項（登録調査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	登録件数
百七〇百五十九（略）			

改 正 案	現 行
<p>（エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係）</p> <p>第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和三十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギー</p>	<p>（エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係）</p> <p>第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和三十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告があつたときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の</p>

の使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十條第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三條第一項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三條第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十條第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三條第一項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三條第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。